

亀田産業株式会社 亀田ホームケアサービス〇〇
指定居宅介護・重度訪問介護 重要事項説明書別紙（料金表）

第7条別紙（サービス料金）

2026年6月改正

サービス提供時間	居宅介護				重度訪問介護					
	身体介護		家事援助		重訪Ⅲ		重訪Ⅱ	重訪Ⅰ		
					区分4～5 重度訪問介護サービス費		区分6に 該当する者の場合	区分6 重度障害者等 包括支援対象者の場合		
	単位数	1割負担額	単位数	1割負担額	単位数	1割負担額				
30分未満	256単位	256円	106単位	106円	186単位	186円	重度訪問介護 サービス費 ×108.5%	重度訪問介護 サービス費 ×115%		
30分～45分未満			153単位	153円						
30分～1時間未満	404単位	404円								
45分～1時間未満			197単位	197円						
1時間～1時間15分未満			239単位	239円	277単位	277円				
1時間～1時間30分未満	587単位	587円								
1時間15分～1時間30分未満			275単位	275円						
1時間30分以上			311単位 に15分増 すごとに +35単位	311円に 15分増す ごとに +35円	369単位	369円				
1時間30分～2時間未満	669単位	669円			461単位	461円				
2時間～2時間30分未満	754単位	754円			553単位	553円				
2時間30分～3時間未満	837単位	837円			644単位	644円				
3時間～3時間30分未満	921単位 に30分増 すごとに +83単位	921円に 30分増す ごとに +83円			736単位	736円				
3時間30分～4時間未満					821単位に 30分 増すごとに +85単位	821円に30 分 増すごとに +85円				
4時間～4時間30分未満										
4時間30分～5時間未満										
5時間～6時間未満										
6時間～7時間未満										
7時間～8時間未満										
初回加算	200単位	200円	初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合							
利用者負担上限額管理加算	150単位	150円	一月当たりの利用者負担上限月額を超過する事が予測される場合、利用者負担額の上限額管理事務を行う（月1回を限度）							
緊急時対応加算	100単位	100円	利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合（月2回を限度）							
特別地域加算	中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスについて、所定単位数の15%を加算									
移動介護加算 （重度訪問介護のみ）	1時間未満	100単位加算	1時間以上 1時間30分未満	125単位加算	1時間30分以上 2時間未満	150単位加算	2時間以上 2時間30分未満	175単位加算	2時間30分以上 3時間未満	200単位加算
訪問交通費	サービス提供地域内				無料					
	サービス提供地域外				サービス提供地域を超えた所からの往復の距離を1キロメートル10円とする					
喀痰吸引等支援体制加算	1人1日当たり100単位を加算（重度訪問介護のみ）									
処遇改善加算	居宅介護	福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰロ				所定単位×45.6%を加算				
	重度訪問介護	福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱロ				所定単位×36.7%を加算				
キャンセル料	前日までのご連絡の場合							無料		
	当日にキャンセルのご連絡を頂いた場合 注）緊急かつやむを得ない事情がある場合には、キャンセル料は頂きません。							1,100円		

- 1) 早朝・夜間(午前6:00～午前8:00・午後6:00～午後10:00)の訪問は、基本料金の25%増しとなります。深夜(午後10:00～午後11:00)の訪問は、基本料金の50%増しとなります。
- 2) サービス提供中に発生する交通費（買い物等）は、公共運賃の実費又はヘルパー車を利用した場合は、1kmあたり30円を別途頂きます。
- 3) 特定事業所加算Ⅰ(居宅介護のみ) 所定単位数に20%加算とします。（※鴨川、勝浦、茂原）
- 3) 特定事業所加算Ⅱ(居宅介護のみ) 所定単位数に10%加算とします。（※館山）
- 4) サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画の見直しを行ないます。
- 5) サービス提供を行う手順書等により市町村が2人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもとヘルパー2人を同時派遣しますが、その場合の費用は2人分となり利用者負担額も2倍になります。
- 6) 利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。